

# 雇用・労働助成制度

## 雇用安定助成金

経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされている中小企業者に、雇用安定のための助成金を支給する制度です。

### ■助成金の対象

- (1) 国の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の交付を受けていること
- (2) 納期限の到来した市税を完納していること

### ■内容

助成金額	国の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金のうち休業手当に係るものに3%を乗じて得た額
助成期間	国の助成を受けた期間（ただし、累計で6判定基礎期間を限度）

## 雇用開発助成金

中高年齢者、障害者等、就職が特に困難な特定求職者の雇用安定と雇用機会の増大を図るため、特定求職者を雇用した事業主に助成金を支給する制度です。

### ■助成金の対象

- (1) 国の特定求職者雇用開発助成金の交付を受けていること
- (2) 納期限の到来した市税を完納していること

### ■内容

助成金額	雇用した特定求職者1人につき 中小企業 月額10,000円 大企業 月額5,000円
助成期間	国の助成を受けた期間（ただし、1年を限度）

## 中小企業大学校研修事業補助金

広い視野に立った創造性豊かな知識と技術の習得を目的に、従業員に中小企業大学校の行う研修を受講させた事業主に補助金を交付する制度です。

### ■助成金の対象

- (1) 従業員を中小企業大学校に派遣した事業主
- (2) 納期限の到来した市税を完納していること

### ■内容

助成金額	受講料の2分の1以内(18,000円を限度とする。)
------	----------------------------

### ■お問い合わせ

新見市役所 経済部 商工観光課 TEL72-6137 FAX72-6181  
e-mail : s-kankou@city.niimi.okayama.jp